

秘密法を LOCK! パブコメを書こう!

7月24日、政府は、秘密保護法の施行に向けて、政令案・運用基準案・内架空組織令案などを発表し、8月24日までパブリックコメント（パブコメ・意見）を募集しています。

意見提出方法や関連資料の詳細は < e-Gov 意見募集 秘密保護法 > で検索して下さい。



秘密保護法制定前の2013年9月、たったの2週間という短期間で行われたパブコメ募集に、前代未聞の約9万件もの意見が寄せられました。しかしあのときは間に合わなかった、悔しい、という方も多いのではないのでしょうか。

秘密保護法を制定させてしまったらもうおしまい、というわけではありません。ただでさえ法律の文言が曖昧なままになっています。秘密の指定や適性評価の運用基準まで曖昧なままでは、行政機関・官僚が、自分たちにとって都合の悪い情報を隠すために濫用することも簡単になります。そのため、この運用基準をどう作るのかは、とっても重要なのです!

今、パブコメを募集している運用基準案では、昨年秋の臨時国会で問題として浮かび上がったことは、解決するのでしょうか? 「秘密」が無制限に拡大しないか? 監視機関は機能するか? プライバシー侵害は防げるか? 知る権利・報道の自由は守られるのか?

いっぱい疑問が出てきます。

パブコメは、短くても長くても、感情や気持ちでも、きちんとした論述でも。とにかくパブコメを出すことが大事です。黙っていると「承認した」とされてしまいます。みんなでパブコメを出しましょう!

どんなパブコメを書こうかなあ、他の人の考えも知りたいな、という方、一緒に勉強しましょう。

秘密保護法 パブコメを書こう会

8月12日(火) 18:30~20:30

岐阜市ハートフルスクエアG 研修室30

- ・ 上記時間中のお好きな時間においで下さい。
- ・ こちらで若干の資料を準備します。筆記用具はご持参下さい。
(参加費無料、カンパ歓迎)



秘密保護法廃止を求める岐阜の会 (秘密法廃止・ぎふ)

連絡先 岐阜市美江寺町1-22 河合法律事務所内

TEL 058-262-7997 FAX 058-262-3997

「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（仮称）（案）」への意見

<氏名> _____

<住所> _____

<連絡先(電話番号、メールアドレス等)> _____

<項目> I 基本的な考え方 1 策定の趣旨

<意見> そもそも 91 ページのもわたる運用基準を設けないと施行・運用ができないような法律は欠陥法なのではないか？ II、IIIの秘密指定や期間や解除の問題、IVの適正評価の問題 Vの公益通報を含む第三者機関でのチェックの問題など、昨年の国会審議でも問題にされたこの法律がもつ根本的問題は何ら解消されていない。7月26日、自由権規約委員会より日本政府に対して「ただちに特定秘密保護法を抜本的に見直すべき」という勧告が出された。この勧告に「聞く耳持たず」のまま、施行に向けて運用基準（案）を策定しようとする事自体が問題だ。

↑ ご参考までに意見（パブコメ）提出の一つのパターンを示しました。余白に御自身のご意見を加えてこのままご利用頂くこともできます。異なる項目の意見を何通も出すこともできます。

<意見提出は下のいずれかの方法で。締め切りは8月24日深夜>

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォーム
- (2) 電子メール unyoukijyun1407@cas.go.jp
- (3) 郵送 〒100-8968 東京都千代田区永田町1-6-1
内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係 宛
- (4) FAX 03-3592-2307
内閣官房特定秘密保護法施行準備室「意見募集」係 宛